

司法アクセス・レビュー

司法アクセス推進協会 News Letter

司法アクセス・レビュー 第46号 2025年（令和七年）10月20日

特定非営利活動法人 司法アクセス推進協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 5-3-20 仙石山アネックス 109 熊谷・若江法律事務所内

URL <https://www.shihouaccess.jp/>

第46号

Contents

性別変更の外観要件は「違憲」—札幌家裁	2
.....	
福井女子中学生殺人事件、再審無罪確定 —高裁金沢支部	3
.....	
外国人政策抜本的見直し検討 —法務省	4
.....	
気候変動対策は国の法的責任 —国際司法裁判所	6
.....	
生成 AI 検索、記事無断利用で米 AI 企業訴える —新聞各社	7
.....	
川崎重工裏金、海上自衛隊 93 人を処分	8
.....	
大川原工機冤罪で警察・検察が検証、捜査指揮が「機能不全」	10
.....	
企業の枠超えた労使交渉は正当、交渉に応じる命令を支持 (東京地裁)	11
.....	
Focus 法律扶助の理想と現実 —イギリスの場合 (2)	大石 哲夫 13
.....	
編集後記	16
.....	

性別変更の外観要件は「違憲」―札幌家裁



出生時に決められた性別と性自認が異なるトランスジェンダーの人たちが戸籍上の性別を変更する際、性器の外観も変えるよう求めている性同一性障害特例法（特例法）の規定について、札幌家裁（佐野義孝裁判長）は9月19日、憲法13条に反し、違憲・無効とする判断を下しました。性別変更の家事審判では対立する当事者がいないため、決定は確定しました。

☘「身体への侵襲を受けない自由」、ホルモン治療の必要も認めず

申立人は30代のトランスジェンダー男性で、今年2月、身体治療なしで戸籍上の性別を変更するよう家事審判を申し立てていました。

特例法は、性別変更申請をする場合、2人以上の医師から診断を受けた上で①18歳以上②婚姻していない③未成年の子がいない④生殖機能がない⑤変更後の性器部分に似た外観を持つことを求めています。

最高裁は2023年、卵巣や精巣の切除を求める④の生殖能力要件に関し、現在では手術の必要がない人にも手術をするか、性別変更を断念するかの二者択一を迫っており、憲法13条が保障する「意思に反して身体への侵襲を受けない自由」への制約は重大で違憲としていましたが、⑤の外観要件については判断を示さず、広島高裁に差し戻していました。

広島高裁は24年7月、外観要件は「違憲の疑いがあるといわざるを得ない」と指摘し、その上で、ホルモン療法で外性器の形状は変化するとし、性別変更を求めた申立人には「身体各部に女性化が認められる」として手術なしで男性から女性への性別変更を認めていました。

今回の札幌家裁決定は、法令上も性自認どおりの取り扱いを受けることは「重要な法的利益」としたうえで、手術やホルモン投与を受けることが必要な外観要件は、憲法13条に違反するとしました。申立人はぜんそくの既往歴やアレルギーがあり、ホルモン療法を受けられずにいました。

☘「性同一性障害」から「性不合」へ

札幌家裁は、外観要件は公衆浴場などで混乱が起きる可能性を考慮しているとの解釈を示し、「性同一性障害者の多くは、浴場利用を控えていると考えられ、混乱の発生は極めてまれだ」とし、戸籍上の性別が変わっても、変更後の性別で公衆浴場などを利用できるとは限らず、問題は浴場などの利用ルールで対応できるとして、混乱を避ける必要性は相当低いと判断しました。さらに医学的知見が進み、身体治療が必要とされるとは限らないとされるようになり、「医学的な合理的関連性がなくなった」と認定し、外観要件は「身体への侵襲を受けない自由」を過剰に制約し、その程度は重大だとして違憲とし、申立人の性別変更を認めたものです。

24年の広島高裁決定は陰茎手術などの手術が必要なら違憲の疑いがあるとしましたが、性的な特徴を変えるホルモン投与の必要性は容認し、ホルモン投与で陰茎が萎縮していれば、外観要件を満たしうるとし、その後一部の家裁や高裁で同様の決定がでており、外観要件は事実上「ホルモン要件」となっていました。札幌家裁決定はホルモン要件であっても違憲としたものです。家裁の決定には拘束力はありませんが、今後こうした判断が続くことも予想されます。

特例法に詳しい渡辺泰彦・明治大教授は今回の決定について「広島高裁決定後、拡大解釈で外観要件を満たそうとする流れが広がる中、高裁が回避した憲法判断に踏み込んだ意義は大きい。同様の決定が続く、身体治療なしの性別変更に道が開かれる可能性がある」としています。また「特例法」の名称にもなっている「性同一性障害」は国際的な診断基準では「性別不合」と改められ、障害の分類からも外れていますが、同教授は「当事者の権利を広く守る法律となるよう、抜本的な見直しが必要だ」と話しています。

（主な参考資料 2025年9月23日朝日新聞、9月24日毎日新聞、同読売新聞）

福井女子中学生殺人事件、再審無罪確定 一高裁金沢支部

本年7月18日、名古屋高裁金沢支部（増田啓祐裁判長）は1986年に福井市で女子中学生（15歳）が殺害された事件で殺人罪に問われ、服役した前川彰司さん（60歳）に対し、再審無罪判決を言い渡しました。8月1日には、検察側が上告する権利を放棄し、無罪が確定しました。

🗨️ 偽りの証言を誘導（警察）、 真実に反する主張続ける（検察）

この事件は、1986年3月19日、福井市の市営団地で卒業式を終えたばかりの女子中学生の殺人事件です。捜査は難航し、事件発生約1年後、客観的証拠がない中で、警察は犯行後の前川さんを見たとする関係者らの供述をもとに、当時21歳であった前川さんを殺人容疑で逮捕、検察は起訴しましたが、前川さんは一貫して犯行を否認しました。

90年の一審福井地裁では、変遷する関係者の供述は信用できないとして無罪判決を言い渡しましたが、二審名古屋高裁金沢支部は一転して供述の信用性を認め、有罪判決（懲役7年）を言い渡し、最高裁で確定しました。

前川さんが満期出所後の04年に申し立てた第一次再審請求では、名古屋高裁金沢支部において95点の証拠が開示され、11年に再審開始が決定されました。しかし、検察官の異議申し立てを受けた名古屋高裁は13年、新証拠はいずれも旧証拠の証明力を減殺しないとして再審開始決定を取り消し、特別抗告審（最高裁）も14年、この判断を維持しました。

前川さんは22年、第二次再審請求を申し立てました。名古屋高裁金沢支部は積極的な訴訟指揮を行い、あらたに287点もの証拠が開示されました。同支部は関係者の一人が自己の利益を図るため、前川氏を犯人とする虚偽供述を行い、捜査機関が「証言の誘導」を行っていたなどとして、昨年10月23日再審開始を決定しました。検察は異議申し立てを行わず、再審開始決定が確定しました。

再審裁判（名古屋高裁金沢支部）判決で増田裁判長は、あらたに開示された証拠をもとに、覚せい剤事件で逮捕されていた男性が自身の利益のためにうそを言う危険があったのに、本人が「減刑される方法」を取調官に尋ねたことを機に、捜査官は様々な便宜

を図りながら、客観的な裏付けを欠く「証言」を誘導したと断じました。

開示された捜査報告書からは、その「事件の夜、血の付いた前川さんを見た」という目撃証言の根拠とされたテレビ番組の放映日が1週間ずれていたことが判明しました。

増田裁判長は、一審・二審段階で、検察官が関係者の供述が客観的真相に反していることを知りながら真実に反する主張を続けたことに関し、「被告人から正しい事実関係を前提とした主張・立証の機会を奪い、裁判所にも動かしがたい事実について真実と異なる心証を抱かせたまま有罪判決をさせるなど、不利益な事実を隠そうとする不公正な意図があったといわれても仕方のない訴訟活動に及んで」おり、「一審・二審検察官がこの誤りを適正に是正していれば、そもそも再審請求以前の一審・二審において無罪判決が確定していた可能性も十分に考えられるのであって」「公益の代表者として職責に照らし、率直に言って失望を禁じ得ない」と検察への異例ともいえる厳しい批判を示しました。

その上で、増田裁判長は、前川さんに「一審の無罪で確定していた裁判でした。39年間大変なご苦労をかけ、大変申し訳なく思っています。これからの前川さんの人生に幸多からんことをお祈りしています」と謝罪しました。

判決後、前川さんは「やっと無罪が証明できた。ほっとしている」と語り、裁判長の謝罪の感想を聞かれると「熱いものが込み上げた。裁判所からのエールだと思ってこれからの人生を歩みたい」と述べました。

判決から2週間後の8月1日、名古屋高検は上告を放棄する手続きを行い、浜克彦次席検事が、証拠隠しや虚偽の証言誘導などの検察の公判対応や警察の捜査を厳しく批判した再審判決について、「このような捜査、訴訟活動は行われるべきでない。裁判所から不公正と評価されたのは当然」「検察としても真摯に反省し、教訓とすべき」と述べましたが、前川さんへの直接の謝罪については「現時点では考えていない」と否定し、捜査の検証についても「当時に比べ取り調べの改善が図られている」と突き放しました。

また、同日会見した福井県警本部の増田美紀子本部長も、「前川さんに長くご負担をかけたことになっ

てしまい、重く受けとめている」と述べたものの、謝罪や検証については口をつぐみました。

一方、前川さんは、「多くの犠牲を払ったが、悲願が果たせた。警察、検察には明らかに非があり、謝罪をするのが当然だ。この流れを再審法改正につなげるため、活動を続けたい」と述べました。

前川さんは司法・警察に人生を翻弄され続けました。一審の無罪から逆転で有罪判決が確定。さらに再審請求でも、再審開始が決定された後、検察が異議申し立てを行い、取り消されました。今回の無罪判決確定までに事件発生から実に約40年近い歳月が流れています。その苦難、屈辱は筆舌に尽くしがたいものがあつたと思われまふ。

☛ 自白偏重、証拠開示に消極的な警察・検察の構造的「欠陥」

昨年9月に「3つの捏造」が認定された袴田事件をはじめ相次ぐ冤罪事件に共通するのは、自白偏重主義や証拠開示に消極的な警察・検察の構造的な「欠陥」です。

これを正すためには、警察・検察による事件の検証では足りず、刑事法学者、弁護士、元裁判官など

を加えた第三者機関を立ち上げるなどし、今回の事件の捜査や公判活動のあり方の十分な検証を行う必要があるほか、全ての事件への録画・録音（可視化）や弁護人の立ち合いの法制化が必要といえます。

また、かねてより見直しが必要とされていた再審法は、先の国会で①裁判長が弁護側の求めに応じ検察に証拠開示を求める、②再審決定に対する検察の不服申し立てを禁じる、などを柱とする改正案が先の国会に提出されましたが、与党内の「法制審議会に委ねる」との声から、採決は見送られました。

8月7日に開かれた法制審議会では、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てが取り上げられ、日弁連の委員らが禁止を訴えたのに、検察官の委員が反対論を述べ、意見の隔たりが鮮明になったと伝えられています。

国会での議論より法務省主導の会議での議論が優先されるのでは、福井事件をはじめ数々の冤罪被害者の無念が晴らされる日は遠くなる一方です。

（主な参考資料 2025年7月19日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞、8月2日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞、8月8日朝日新聞）

外国人政策抜本的見直し検討 ―法務省

政府が外国人受け入れ政策の抜本的見直しに向け、検討を開始しました。社会保障や賃金、治安など日本社会への影響の有無を調べ、受け入れに一定の制限をかけることの可否も検討すべく、法務省の出入国管理庁や有識者会議などの議論を経て、政府としての新方針を固めるとしています。

☛ 外国人比率の高まりに対応遅れ認める

鈴木馨祐法務大臣は8月29日、閣議の記者会見で外国人との共生に向けての中長期の受け入れ施策の基本方針の検討を行うべく出入国管理庁にプロジェクトチーム（PT）を立ち上げると発表しました。

鈴木法相は、2024年の就任直後から埼玉県川口市の在日クルド人をめぐる地域社会との「摩擦」が報じられたことを契機に、若手議員らに視察を依頼し、「欧州のように、移民排斥論で社会が分断され、政治

が混乱する事態は避けたい」として、本年2月に省内での勉強会を立ち上げました。

29日に公表された勉強会の報告書は、これまでの外国人政策は対症療法的で、統一方針がなかったと明記し、総人口に占める外国人比率が欧米のように1割台に到達する時代を見据え、政府全体で多角的な検討を始める時期だと指摘しています。

報告書は、国内の外国人比率2.9%（356万5千人）が1割になるのは従来想定していた2070年より「はるかに早く到達する可能性がある」との指摘を紹介し、外国人比率が高まった際の社会への影響や外国人の量的マネージメントについての議論がなされてこなかったと指摘しました。

その上で、外国人の受け入れ規模に応じた経済成長のシナリオを作り、①財政、②社会保障、③賃金、④教育、⑤治安などへの影響の有無や程度を調査することが考えられるとし、国と地方自治体の役割を

整理し、社会との摩擦をやわらげるための「社会統合プログラム」を作ることを課題として挙げています。社会統合（social integration）とは、受け入れ国と移民が、お互いの努力で適応を図ることで、一方的に同化を迫るのではなく、受け入れ国は差別や障壁のない環境を作り、外国人は受け入れ国の言語やルールを学ぶシステムづくりを指しています。

報告書はさらに、「特定技能」や「育成就労（27年度から）」の在留資格以外で滞在する外国人について、受入数に上限を設ける必要性に言及し、「摩擦が許容度を超える兆候が見えた場合に時限的に受け入れ制限を行う」ことについても触れています。

PTは、報告書の提起した問題意識を引き継いでおり、①外国人が日本語や社会習慣に学び地域住民との摩擦を減らすプログラム、②外国人の比率が高い地域の実態や取組についての調査・研究、③極端に外国人が増加した場合の時限的な量的規制、を当面のテーマとし必要な調査を行い、検討を進めていくとしています。

反移民感情の高まり助長の危険も

報告書は「社会統合プログラム」の検討を求めています。一方で鈴木法相は5月、治安対策の一環として「不法滞在者ゼロプラン」を打ち出し、在留審査の際に、社会保険料の未納を考慮する方針を示しています。外国人の増加とともに、ルールを守らない事例が起きており、「国民が不安や不公平さを感じている」と政府は強調しています。

地方でも、大野元裕埼玉県知事は、トルコ国籍者に対する短期滞在の査証免除を一時停止するよう外務省に要望しました。クルド人が念頭にありとみられ、「難民申請を繰り返す人が多く滞在し、不安の声が寄せられている」と説明しています。

しかし、治安の悪化を示すような具体的なデータはありません。全国的に見ても、外国人による刑法犯の件数は近年、横ばいにあります。ソーシャルメディアでは、「不法滞在者が急増している」「外国人によって健康保険や生活保護などが乱用されている」などのフェイクニュースが横行していますが、これらはデマで、公的統計からは裏付けられていないものです。

出入国や在留の管理は必要ですが、人権が不当に

侵害されることがあってはなりません。日本の国際的評価を著しく下げることにつながります。最も懸念されるのは排外的な風潮の広がりです。参院選では、外国人に対して厳しい政策を打ち出す政党が相次ぎました。

しかし、加速化する少子高齢化にあって、日本の基幹産業や社会保障制度を維持するには、今後も外国人の受け入れ増は不可避です。

国家としての外国人政策を検討するには在留を管理する入管庁では対応しにくく、不適切ともいえます。入管庁の在留管理は専ら「管理」が優先し人権無視の事例が多いとかねてより強い批判があり、社会統合システムなどを検討するにはふさわしくないといえるからです。

阿部浩巳明治学院大学教授は、「今回の報告書は、『外国人は社会的な摩擦を引き起こす存在だ』という前提が強く、外国人の人権を守る視点が弱すぎる」と批判しています。

一方、阿部みどり上智大教授（国際政治学）は「政治家や知識人の多くはこれまで、外国人がもたらすポジティブな影響を強調し、社会的な緊張などマイナスの側面を直視してこなかった。反移民感情が高まれば、外国人の人権や多文化主義も脅かされる。法相の報告書が提起する日本社会への影響調査や、一定の受け入れ制限の可否の検討は必要だ。欧州では、政府が自国の労働者層の感情を置き去りにして、移民や難民の受け入れを進めた結果、移民排斥を求める声が高まった。同じ『失敗』を避けるためにも、日本国内の労働者層に配慮し、賃金を底上げするような政策とセットで、外国人の受け入れ政策を進めるべきだ」と述べています。

日本では人手不足などを背景に外国人労働者の受け入れをなし崩し的に拡大してきましたが、政府は依然として「移民政策はとらない」との姿勢を崩していません。我が国では、まずは中央政府主導による十分な予算確保の上で、包括的で総合的な移民政策を策定・実施することこそが急務といえます。

（主な参考資料 2025年8月30日朝日新聞、同毎日新聞、同日本経済新聞、同東京新聞、9月5日朝日新聞、9月11日日本経済新聞）

気候変動対策は国の法的責任 ―国際司法裁判所

国際司法裁判所（ICJ、オランダ・ハーグ）は7月23日、気候変動を生態系と人類にとっての「緊急かつ存続にかかわる脅威」と位置づけ、世界各国は気候変動対策において国際法上、「あらゆる措置をとる義務がある」とする初めての勧告的意見を出しました。

勧告的意見には判決と異なり法的拘束力はありませんが、義務を履行しないことは「国際的な違法行為にあたる」とし、義務違反の責任にも言及しました。今後の気候変動などをめぐる国際的協議や、各国・各企業における実効的対策のありかたに大きな影響を及ぼすこととなります。

🌱「清浄で健康的で持続可能な環境」 はすべての人権の前提

IJC は、193 か国が加盟する国連の司法機関であり、岩沢雄司・東京大名大学教授が所長を務めています。

2015年に採択された温暖化対策の国際ルール「パリ協定」では、すべての国が参加する枠組みのもと、産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く、できれば1.5度に抑える長期目標を掲げています。各国は温室効果ガスの削減目標を作り、国連に提出し実行する義務があるとしています。

しかし、目標の内容は各国まかせて達成は義務とはされていません。目標は示されていますが、温室効果ガスの排出は減っていません。

気候変動のしわ寄せは、将来世代、貧困層や先住民、女性など弱い立場の人々に向かいます。今回の勧告的意見は、温暖化で危機にある太平洋の島国の若者たちの提起により、国連総会が2023年、ICJに見解を求める決議を採択したことを受けて出されたものです。

決議は、①各国が人為的な温室効果ガスの排出から環境を守るためにいかなる義務を負うのか、②国家が対策をせずに重大な損害を生じさせた場合、どのような法的効果がもたらされるか、の2点について見解を求めていました。

IJC は今回の勧告的意見において、「清浄で健康的で持続可能な環境」はすべての人権の前提であるとし、すべての国家はパリ協定のような気候変動条約だけでなく、国際慣習法や国際人権法などからも義

務付けられるとしました。

その上で、削減目標の設定は各国の裁量まかせではなく、国際ルールであるパリ協定の1.5度目標に沿ったものでなければならないとしました。

また、「国際法上の不法行為」として、化石燃料の消費や生産、補助金などを列挙し、こうした不法行為の結果で被害が生じた場合は、国や企業などの法的責任が問えるとしました。

国際交渉であいまいにされてきた先進国の排出責任にも踏み込んでおり、先進国と途上国、貧富や世代による不公平を正す「気候正義」の指針ともいえるものです。

勧告的意見を発するにあたり、岩沢所長は、気候変動は「差し迫った脅威だ」と危機感を露わにし、各国や企業は「誠実に協力する責務がある」と強調しました。また、「人権を完全に享受することは、気候環境の保護なしにはできない」とし、基本的人権を守る上でも気候変動への対応は重要だと指摘しました。

グテレス国連事務総長は、勧告的意見を「歴史的」と歓迎し、「地球にとって勝利だ。世界は応えなければならない」と各国に行動を呼びかけています。

気候変動を巡り、人権侵犯として国や企業を訴える訴訟は、増えています。世界では韓国や欧州などで、国や企業の責任を認める判断が相次いでいます。日本でも、気候変動を巡る訴訟が広がっています。

🌱 即時の気候変動対策必要

国立環境研究所の久保田泉主幹研究員（国際環境法）は勧告的意見について、「これまで国際交渉で積み上げてきたものより、次元が上がった。気候変動に対処するには国際社会は本来こうあるべきだ、という姿を示している」と指摘し、『「清浄で健康的で持続可能な環境」が人権の前提だと真正面から論じた。各地の原告にとって大きな追い風となる」と高く評価しました。

一方、トランプ米大統領は9月23日の国連総会で気候変動問題を「史上最大の詐欺」と非難し、気温上昇に関する国連などの予測は「全て間違っていた。おろかな人間が作った」と主張し、パリ協定からの離脱方針を正当化する発言をしました。

しかし、トランプ大統領の主張は科学的根拠や実証性を全く欠くものです。例えば、温暖化は「でっち上げた」としていますが、世界の科学者が参加する国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の21～22年報告書においては、温暖化の人為起源を実際の観測結果に基づき「疑う余地がない」と断じています。米連邦政府が数年ごとに作成してきた「全米気候評価報告書」も「主に温暖化ガスの排出を通じた人間活動が、温暖化を引き起こしていることは紛れもない」と断言しています。

国連総会でトランプ大統領の直後に演説したインドネシアのプラボウォ大統領は、「世界最大の島国」としての立場から、気候変動による海面上昇の脅威を強調し、「スローガンでなく、即時の行動で気候変

動に立ち向かう」と述べ、パリ協定の履行を約束しました。

11月に国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP）で議長国を務めるブラジルのルラ大統領は、「地球への約束の真剣さを示す時だ」と述べ、野心的な温室効果ガス削減目標の策定を呼びかけました。

トランプ大統領のような石炭産業に利するといった目先の利益のために「清浄で健康的で持続可能な環境」という「気候正義」が失われるのを許すわけにはいきません。

（主な参考資料 2025年7月25日朝日新聞、同毎日新聞、同東京新聞、8月13日朝日新聞、9月25日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同日本経済新聞、同東京新聞）

生成 AI 検索、記事無断利用で米 AI 企業訴える 一新聞各社

報 道機関の記事が生成 AI（人工知能）検索に無断で利用されているとして、8月7日に読売新聞が、8月26日に朝日新聞と日本経済新聞が米 AI 企業「パープレキシティ」を相手取って、記事の複製の差し止めと削除を求め、読売は約21億円、朝日と日経は各約22億円の損害賠償請求を東京地裁に提訴しました。

🔗 ネット検索と生成 AI を連動、記事と異なる記述も

国内の大手報道機関3社が訴訟で足並みをそろえるのは極めて異例です。

提訴にあたって、各社は「記者が膨大な時間と労力を費やして取材・執筆した記事について、対価を支払わずに大量・継続的に『ただ乗り』するもの」と指摘し、「事態を放置すれば報道機関の基盤が破壊され、民主主義の根幹を揺るがしかねない」と訴えています。

パープレキシティは、生成 AI を使った検索サービスを提供する新興企業で、2022年にアマゾン創業者のジェフ・ペズス氏らの出資で設立され、ソフトバンクとも提携し、急成長しています。企業価値は約140億ドル（2兆円）とされています。

同社は、従来の「キーワード型」の検索エンジンと生成 AI を組み合わせ、必要な情報をインターネッ

トで探し、その情報を元に生成 AI が要約を提供するサービスを行っています。利用者からの質問に対し、クローラーというプログラムがネット上から情報を集め、生成 AI が回答を作ります。過去の学習を通じて得た情報に加え、リアルタイムで最新のニュースなどを取り込むもので、ネット検索と生成 AI を連動させたサービスです。

参照した情報源を個別に示し、根拠となったサイトを示してはいますが、要約が提供されている場合、利用者は当該サイトにはアクセスしないことが多いと指摘されています。

各社の訴状の要旨によると、パープレキシティは回答を作成する際に、各社のサーバーなどに収録された記事をパープレキシティが管理するサーバーに保存し、これらの情報を元に、記事が含まれた文章や画像を回答結果として利用者に提供する行為を繰り返していたとしています。

新聞各社は記事の無断利用を防ぐため自社サイトに「robots.txt」という特定のファイルを設置して、クローラーによる情報収集を拒否する意思表示をしているにも関わらず、パープレキシティはこれを見做して利用を続けているとして、著作権法上の複製権や公衆送信権などを侵害しているとしています。

また、各社の社名や記事を引用元と示しながら、実際の記事内容と異なる虚偽の事実を表示している

回答があるとも指摘し、情報の正確さが求められる新聞社の信用を損なうものとして、不正競争防止法違反も主張しています。

☛ 著作権法上明確な基準必要

著作権法は、2018年の改正で、AIの機械学習のために著作物を学習データなどとして利用する場合には、原則として許諾は不要であり、ネット情報を検索して結果を提供する場合でも、「軽微」な利用なら認められるようになりました。

これはAIの利用を促進する趣旨から設けられたものですが、この場合でも「著作権者の利益を不当に害する場合」には許諾の必要を求めています。

AI事業者の「ただ乗り」に対しては、多くの著作権者から批判が相次いでいました。これを受けて、文化庁は昨年3月、「AIと著作権に関する考え方」を公表しました。これによれば、ウェブ上のデータベースを含む著作物について、販売が予定されている場合に、AI学習のために技術的措置を回避して著作物を収集・複製する行為は、「著作権者の利益を不当に害する場合」にあたる旨が示されています。

また、新聞協会は昨年7月、「検索連動型生成AIは著作権侵害に当たる可能性が高い」との声明を出

し、報道機関の利用承諾を得よう米大手IT業者に求めてきました。

このような中での今回の新聞各社の提訴ですが、パブリシティ側は「日本で誤解を招く事態となり、深くお詫び申し上げます。当社は、AI時代における新たなビジネスモデルのもと、出版社やジャーナリストが利益を得られることを使命としているため、今回の件を重く受け止めています」との責任者のコメントを発表しています。

ITジャーナリストの高橋暁子氏は「AIに記事を使わせない規制より、AI事業者が報道機関に対価を支払うというのが、AIの技術開発を妨げず、妥当な落としどころではないか。報道機関側も新たなビジネスモデルの打開策として前向きに考えるべきだ」と述べています。

一方で、北大の川村秀憲教授（AI研究）は、「文化庁が訴訟を待たず、何がセーフでアウトなのか明確な線引きを示していく必要がある」として、国の主体的な対応の必要を述べています。

（2025年8月8日読売新聞、同朝日新聞、同毎日新聞、同日本経済新聞、8月9日東京新聞、8月27日朝日新聞、同日本経済新聞、同読売新聞、同毎日新聞）

川崎重工裏金、海上自衛隊93人を処分

川崎重工が海上自衛隊の潜水艦修理にからみ、取引先との架空取引で捻出した裏金で海自隊員らに不適切な物品を提供していた問題について、防衛省は7月30日、川重との間で少なくとも40年前から不正な取引がなされていたとする特別防衛監察本部の最終報告を取りまとめ、海自トップの斎藤聡海上幕僚長を減給10分の1（1か月）の減給、隊員92人を訓戒や注意とする処分も公表しました。

特別防衛監察は、防衛省・自衛隊で重大な不正行為や倫理違反があったときに、客観的な解明が必要だと防衛相が判断した際に監察する制度で、防衛相直轄の「特別の機関」である特別防衛監察本部に調査権限が付与されています。歴代トップは検事長経験者が務めています。

特別防衛監察は2006年に発覚した旧防衛施設庁の発注工事を巡る官製談合事件を受けて導入され、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）の日報隠ぺい問題や元陸上自衛官の女性に対する性加害などで実施されました。今回の問題は、川重に対する税務調査を機に昨年7月に発覚し、調査が開始されたものです。

防衛監察本部は、海自の潜水艦部隊や川重の関係者を中心に延べ約1,000人に事情聴取を行い、潜水艦に乗艦経験のある約2,500人にもアンケート調査を実施し、海自、川重の双方から資料の提供を受けて分析を進めました。

監察結果によると、川重と取引先企業との架空取引は遅くとも約40年前に始まり、額は2018年～23年度だけで計約17億円にも上っていました。この一

部は裏金としてプールされ、乗員作成の要望リストに基づき、ゲーム機やゴルフ用品などの私物が提供されていましたが、特定できたのは受領を認めた計13人、約140万円（期間外のものを含む）に留まりました。海自側には、防寒具、工具、艦内で共用する家電など業務に関する物品も数多く供与されましたが、その全容は殆ど解明されませんでした。

裏金は、川重側においても約4億5,100万円が下請け業者へのマージンとし支払われたことや、大量のビール券を現場作業員に配ったりするなど自社内でも裏金が使われていたことが判明しましたが、大半の場合、領収書などの証拠書類は破棄されていました。

一連の調査からは、乗組員らが正規の手続きをせずに物品を川重に調達させ、川重はその経費を裏金から支出する「裏の物品調達ルート」がシステム化されていたことが明らかになりました。

不正供与された物品の大半は、防寒具や安全靴など業務に関するものでした。最終報告書はその背景を正規の手続きによると納品に半年程度かかったり、支給品の性能に問題がある場合が多いといった「海自の調達・補給手続きの問題点が長年改善されなかった」と指摘し、海自の監督官がこうした課題を現場レベルで解決しようとせず、「求めを断りにくい造船会社（川重）に不適切な物品提供をさせて、犠牲を強いた」と分析したうえ、海自側は手続きを改善するための努力を怠っていたもので、「決して正当化できない」と指摘しました。

最終報告は、監督官や艦長らに調達制度の不備や物品管理の責任を問う一方、業務用の物品を受け取った個々の隊員の責任は問いませんでした。また、飲食接待などの事実も特定できず、海自と大手業者を巡る疑惑の全容解明にはつながらないものになっています。監察本部の担当者は、「（不適切な物品納入が）長期間続き過ぎて、慣例化してしまっていた」と話

しています。

防衛監察本部には強制捜査の権限はなく、対外的には任意で協力を求める権限しかありません。裏金を使った物品購入や飲食接待では、領収書や記録が廃棄されているなどしてその調査には当初から限界が指摘されていました。

防衛装備品などの調達を巡っては、過去にも贈収賄や談合などの不正が繰り返されてきました。この背景には、自衛隊出身者の再就職受け入れなどを通じ、防衛産業と自衛隊とが緊密な関係を深め、癒着を生みやすい構造があります。

政府は防衛予算を5年間で国内総生産（GDP）比2%にする目標を掲げ、右肩上がりでの防衛費を増やしています。

中谷元防衛相は、裏金問題の公表を受け「誠に遺憾だ」と述べたものの、全容は殆ど解明されなかったことや、処分が極めて軽いものとなったことについて触れることはありませんでした。

斎藤海上幕僚長は、長年問題が放置されていたことを重く受け止め、「見て見ぬふり、なれあいの体制は脱却する必要がある」と述べていますが、再発防止策としては発注者とチェック役を分ける仕組みやコンプライアンス教育の徹底を挙げるにとどまり、調達手続きの全面的見直し、不正のあったときの厳重処分などについては言及せず実効性が疑われるものにとどまりました。

防衛予算が国会の議論などで十分に検証されることのないまま、予算執行の現場においては、国民の視線とは切り離されたところで、お国のための防衛だったら何でも許されるとばかりの放埒ででたらめな国費の支出がなされていることは極めて深刻な国家的な問題です。

（主な参考資料 2025年7月31日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞）

大川原工機冤罪で警察・検察が検証、捜査指揮が「機能不全」

機 械製造会社「大川原化工機」（横浜市）を巡る冤罪事件で、警視庁と警察庁、最高検察庁は8月7日、捜査や保釈に関する問題点をまとめた検証結果を発表しました。

迫田祐治警視総監は発表にあたっての記者会見で、「逮捕された3人の方々、捜査対象となった方々に多大なご心労、ご負担をおかけし、改めて深くお詫びする」などと謝罪、警察庁の楠芳伸長官も同日の定例記者会見で「全国の公安・外事部門で、今般明らかにになった反省点を真摯に受け止め、再発防止策を確実に実施していく」と述べました。

☛ 捜査指揮系統の「機能不全」認める（警視庁）

この事件は、警視庁公安部が2020年3月、国の許可を得ずに軍事転用可能な噴霧乾燥機を中国に輸出したとして、外為法違反容疑で大川原化工機の大川原社長らを逮捕し、東京地検が起訴しましたが、21年7月犯罪に当たるか疑義が生じたとして初公判直前に起訴を取り下げました。社長らは「事件は捏造である」として都と国に対し損害賠償を求める訴訟を起こし、一・二審判決はともに必要な捜査を尽くさず逮捕・起訴したことは違法と認定、確定しました。

今回発表された警視庁の検証結果のポイントは、この事件が公安部長や外事1課長ら「四役」と呼ばれる幹部が最終判断の権限と責任を持つ「公安部長指揮事件」に指定されていたにもかかわらず、捜査における最高責任者の公安部長ら幹部への報告が形骸化し、四役も、自ら消極的要素を検討して捜査方針を再考させることを怠り、実質的な指揮を行わず、捜査指揮系統が「機能不全」になっていたとしたことです。

捜査の具体的な問題点としては、①大川原化工機の機器が輸出規制に該当するかを判断する際、経済産業省が警視庁の法令解釈に疑問点を示していたのに再考がなされなかった ②機器の実験で、捜査方針に合わない結果が出ていたのに追加捜査を怠り、幹部や検察官とも共有しなかった ③取り調べ、弁解録取の趣旨や重要性に対する著しい理解不足により不適正な手続きがなされた ④現場捜査を指揮した管理官と係長が被疑者検挙を最優先し、捜査方針に合わない証拠に目を向けなかった などと指摘し

ています。

検証報告書は、起訴取り消し後の対応にも言及し、国家賠償請求訴訟で現職警察官が事件を「捏造」などと証言したことを警視庁側が「壮大な虚構」と主張したことについては、「将来にわたって職員が自由に意見をのべることを委縮させかねない」として撤回しました。

再発防止策としては、捜査初期から公安部長ら幹部を交えて消極要素も報告させる「部長捜査会議」や、捜査や報告が適正かを把握し、幹部に意見具申する「公安捜査監督指導室」の新設が打ち出されました。

また、今後、不正輸出が疑われる事件では取り調べ時の録音・録画（可視化）を行うことも明らかにされました。

同日、警視庁と警察庁は、捜査当時の警視庁公安部の幹部や捜査員だった19人の処分を発表しましたが、減給などの懲戒処分は2人だけで、他は訓戒や注意などの軽い処分に留まりました。

一方、検察当局は同日、最高検が検証報告書を公表しました。担当検事らが、「輸出規制の対象とならない」とする同社社員の供述や実験結果を慎重に検討せず、規制対象の解釈も検事自らが経済産業省に確認しなかったと指摘し、相澤さんの保釈請求に対して反対したことについては「重篤な病状だと容易に把握できた」とし、「不適切だったと言わざるを得ない」としました。

しかし、検察当局は事件当時の主任検事や上司の処分は行いませんでした。これについては、最高検の山元祐史最高検次長検事は「判断は結果としては不十分なものだった」としつつ、「決裁を経た判断であり、個々に制裁を加えるべきではない」との認識を示しました。

再発防止策としては、保釈請求への対応時に、勾留中の被告人などの病状を確認する体制を強化するなどの措置をとるとしています。

☛ あいまいな責任、「人質司法」は変わらず

検証報告書の公表を受け、大川原社長は、「個々人の責任が曖昧なままだ。曖昧なまま、あまりにも簡単に逮捕に踏み切ったことに、深く突っ込めていない」と指摘したうえ、第三者を含めた検証がなされ

なかったことを強く批判し、二度と同様の冤罪事件を生まれないような検証を求めました。

元取締役の島田順治さんも「内部検証の限界」を感じたと指摘し、その上で、違法捜査につながらないよう取り調べの録音・録画（可視化）の必要性、重要性を強調しました。

島田さんとともに1年近く身柄を拘束された大川原社長は、否認すれば身柄拘束が長引く「人質司法」を巡り「（検証は）期待した内容になっていない。警察官、検察官自身の考え方を考える形にしないと難しいのでは」と批判しました。

公安警察に詳しいジャーナリストの青木理さんは、「警察の検証は『捜査指揮系統の機能不全』を指摘したが、それだけでは、なぜ捜査員が検挙にこだわって捜査を進めたのかという、問題の本質が見えない。そもそも今回の検証は第三者が入っていない組織内部だけのもので、限界があって不十分だと感じる。外部の目を入れるべきだった。」「警察ではキャリアを含め19人が処分されたが、懲戒処分は2人だけで、事態の重さを考えると、処分はぬるいと感じる。」と指摘しています。

今回の事件では、勾留請求や起訴といった検察の重要な権限を巡り、判決で違法とされた事実は重いものがあります。しかし、担当検事らは処分もなされておらず、冤罪の重みを組織として認識、理解しているのか、大いに疑問があります。

青木さんは、「当事者意識が低いのではないかな。検察の検証でも第三者の目が入っていないのは問題だ。検証では、胃がんが発覚した男性の保釈請求に反対した点を問題視した。ただ、1年以上も捜査を続け証拠隠滅の恐れが低い状況で、病気に関係なく保釈が検討されるべきだった。」と指摘し、更に事件に関し謝罪も検証もしていない裁判所の対応に対し、「何度も請求を却下した裁判所にも責任がある。裁判所では保釈判断について、検証が行われていない。原因を究明して正していかなければ、『人質司法』の問題は変わらないままだ」と指摘しています。

（主な参考資料 2025年8月8日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞、8月10日朝日新聞）

企業の枠を超えた労使交渉は正当、交渉に応じる命令を支持（東京地裁）

東京地裁は9月16日、港湾大手の会社で構成する一般社団法人日本港湾協会（日港協）が独占禁止法（独禁法）違反を理由に団体交渉を拒否した問題で中央労働委員会（中労委）を訴えていた行政訴訟で、日港協が団体交渉を拒否したことは労働組合法が禁止する不当労働行為に当たるとした中労委の命令を維持し、直ちに交渉に応じるよう、日港協に緊急命令を出すことも認めました。

日港協は独禁法違反のおそれ理由に団交拒否

日港協は港湾事業者のほぼすべてが加盟する団体で、役員には住友倉庫、三井倉庫、上組、鴻池運輸など港湾大手の経営陣が名を連ねています。日港協は以前は全国港湾労働者組合連合会（全国港湾）と全日本港湾運輸労働組合（港運同盟）との間で基本的な労働条件について交渉し、労働協約を結んできましたが2015年度以降態度を変え、産業別の最低賃

金要求への回答を保留していました。日港協は、団体交渉に応じれば、使用者団体の企業間で連絡を取り合い、企業の賃金に影響を与え、更には港湾事業の価格の目安を決めることになり、カルテルを禁じた独禁法に抵触すると主張していました。労組側は19年4月14日から全国の港湾でストライキを実施しましたが、日港協は「統一交渉をするためには事前に会社側が話し合わなければならず、それは談合とみなされる恐れがある」と態度を変えませんでした。そこで労組側は20年2月10日、日港協の回答拒否が不当労働行為に当たるとして労働委員会に救済申立をし、東京都労働委員会は21年7月20日、日港協に「回答を拒否してはならない」と救済命令を出し、誠実に回答することを求めました。日港協は取り消しを求め中労委に再審査を申し立てましたが23年12月20日に棄却されたため、中労委を相手方とする行政訴訟を提起、全国港湾と港運同盟は裁判に補助参加していました。

☛ 公正取引委員会は独禁上法の問題を否定

この訴訟で最大の焦点となったのは、日港協が回答を拒否したことが、労組法7条2号の不当労働行為に該当するかどうか、すなわち産業別最低賃金の交渉をすることが独占禁止法に違反する恐れがあるか、でした。東京地裁は19年2月時点と25年2月時点での公正取引委員会（公取委）の考え方を照会し、公取委の事務局は経済取引局取引部長名で「一般に、労働法制により規律されている分野にはついては、独占禁止法上の問題にはならないとされている」と回答していました。さらに、①日港協の会員企業が、労組側への回答内容を検討する目的で、賃金額などについて協議すること②日港協が協議の結果をまとめて団体交渉すること③日港協が労組側と賃金制度の内容や具体的金額について労働協約を結ぶこと④日港協の会員企業が労働協約を守ること⑤日港協が協約を守るよう会員企業を指導すること—も労組と使用者団体の労働協約に関係するから、独占禁止法の対象とはならない、としました。

裁判所は、独禁法を所管し、違反行為があった場合には調査できる公取委が問題にならないとしているところから、日港協の主張には正当性がないと判断したようです。

判決後に記者会見をした竹内一・全国港湾中央執行委員長は、日港協に団交を求める文書を送ったことを明らかにしました。日港協側は9月25日時点で、「判決内容を精査している」とコメントしています。

☛ 独禁法違反の主張は 団体交渉から逃げる口実

欧米では企業の枠を超えて組織された産業別労組が交渉するのが一般的ですが、日本では企業の枠を

超えて労働条件を交渉している組織は少なく、今回の訴訟の行方が注目されてきました。アメリカでは1890年制定のシャーマン法が労組にも厳しく適用され、指導者が逮捕されたこともあるとのことですが、1914年に制定されたクレイトン法などで独禁法の適用除外になることが明示されました。

中里博・早稲田大学準教授は今回の判決について「妥当な判決だ。原告側は団体交渉のために使用者団体が情報交換することが独禁法上の問題になりうると主張している。しかし、労働組合法の14条は、使用者団体が当事者になることを想定している。独禁法違反の恐れがあるという口実で、団体交渉から逃げていく構図は否定できない」とした上で、労組の活動が独禁法上の問題となる可能性として、労使交渉の目的でカルテルを組織したり、使用者の意思を受け、争議行為と称して競争者を排除したりすることも考えられるとしています。増えつつあるフリーランスの組織化が進めばフリーランスが共同で交渉することも現実味を帯びてくるとして「労組の活動がどこまで適法で、どこから独禁法上の問題になりうるのか、公正取引委員会は具体的に示すガイドラインを出すべきだ。フリーランスの組織化も進めるべきで、特に連合が果たすべき役割は大きいはずだ」としています。

日港協の団交拒否はこれまで労働法の常識となってきた産業別組合の団交権を否定しようとする稚拙なものです。こうした訴訟が起こされてきたことは労働者の権利を規制しようする動きの高まりとして警戒すべきものといえます。

（主な参考資料 2025年9月29日朝日新聞）

Focus

法律扶助の理想と現実 —イギリスの場合 (2)

大石 哲夫

法律扶助の運営、ロー・ソサエティから 法律扶助評議会 (LAB) に

1986年5月、イギリス（イングランド・ウェールズ）の法律扶助支出は前2年間で急増し、それはクライアントの数の増加に対応したものではなかったことから、同年初めて受給資格のカットがなされました。

1988年法律扶助法は法律扶助の運営をロー・ソサエティから法律扶助評議会（Legal Aid Board, LAB）に移し、それまで報酬額の決定は市場価格からディスカウントされたレートに設定されていたのを改め、大法官が報酬レートを設定するものとなりました。しかしその運営は基本的に以前と変わるものではなく、事件の増加に伴う支出の増加は変わりませんでした（85/86年度に約3億2,000万ポンドであった支出は95/96年度には約14億ポンドに達していました）。またグリーンフォームの増加にともなって、サービスの質が問題とされ、LABは事件処理について一定の基準を満たすソリシターの事務所を報酬額で優遇する‘フランチャイズ’を導入しました。これは当初は任意の制度でしたが、労働党政権のもとで作られた1999年司法アクセス法は法律扶助業務に携るための資格要件としてクォリティ・マークの取得を求め、特定の援助分野について一定の援助件数を限定した独占契約（ブロック・コントラクト）により、法律扶助に関わる法律事務所を選別していきました。これにより、ソリシターであれば簡易な資力判断により助言・援助を開始できた制度は、援助の種類により援助件数（matter start）を限定された提供者によるものとなり、クォリティ・マークの義務化は多くの事務所を法律扶助から脱落させていきましたが、サービスの質の確保という点では積極的に評価するものもあります。

ニュー・レイバーと支出削減策

1997年に労働党が政権につくと、大法官は金銭関係事件の民事法律扶助の援助対象のほとんどを条件

付成功報酬（conditional fee、クライアントが敗訴した場合には報酬の負担はなく、勝訴の場合には通常の報酬に加えて追加報酬を支払う契約）に代替させる提案を示しましたが、1999年法の附則により、医療過誤を除く人身被害事件をはじめ多くが法律扶助の援助範囲から外されていきました。人身被害事件の除外は条件付き成功報酬により取得した金額の大きな部分を弁護士報酬に吸い取られることとなり、また貧困で訴訟費用保険の保険料負担のできない多くの人々に救済の道を拒むものであり、弁護士のサービスを公的支援からビジネスに変えるものとして批判がありました。が実施されました。

99年法は制度の運営をLABから法律サービス委員会（Legal Services Commission, LSC）に代替させ、そのもとで刑事法律扶助（CDS）とコミュニティ・リーガルサービス（CLS, 民事法律扶助）を規定しました。CDSの一部には給与弁護士による事務所がはじめて設けられました。

99年法が法律扶助支出にもたらした最も大きな制約は予算に対するキャップの設定だといえます。それまでLABのディレクターは全体の支出を事前に予測し、予算の増額を財務当局と交渉することで予算を上回る支出の増加に対応してきましたが、以後これはできなくなり、予算総枠が設けられ、財政当局は支出の超過を認めなくなりました。

また2003年4月からはそれまで裁判所の運営のもとにあったクラウン・コートと上級裁判所の刑事法律扶助をLSCの予算のもとで管理するものとなりました。これにより、民事・刑事の厳密な予算区分は設けられなくなり、以後民事法律扶助は刑事法律扶助の費用増加により大きく制約されていきました。

コミュニティ・リーガルサービス・パートナーシップ（CLSPs）の登場と挫折

そうした中で、政府はそれまで個々の機関によりばらばらになされていた各種の助言・援助の統合を

目指し、ソリシター事務所、ロー・センター、市民相談所（CABs）、独立助言機関の参加による助言・援助のネットワークを作り、全国的援助であるコミュニティ・リーガルサービス・パートナーシップ（CLSPs）を導入しました。

政府は各地の入札区域（bid zone）ごとに関係機関との間で CLSPs を組織していきました。これは地方の援助ニーズを計測し、提供者を評価し、充足されないニーズに必要なサービスを提供し、法的ニーズとサービスのギャップを解消しようとする野心的なものであり、住宅、社会的排除、DV、子どもの福祉や非行にプライオリティを置く政策のもとで資金を提供するものでしたが、このプランにはリーダーシップや責任が明確でなく、予算のキャップのもとで資金的な裏付けを得られないままに 2005 年には地域のプランニングのための委員会は消滅していきました。

1996 年に LAB が設立したリーガルサービス・リサーチセンターは法的問題が‘クラスター’として現れることから、関連する問題ニーズに適切に対応する支援の必要を示していましたが、2005 年、憲法事項省（DCA）はサービス機関によるより効果的な協力のためにコミュニティ・リーガルアドバイス・センター（CLAC）とコミュニティ・リーガルアドバイス・ネットワーク（CLAN）を計画しました。LSC の分析では 75 の CLAC と 36 の CLAN により全国的にカバーされるものとされましたが、この計画も非営利セクターの参加と地方政府と共同して資金提供を必要とするものであり、CLAC は 2007 年から 08 年にかけて、CLAN は 2010 年にかけていくつか設立されましたが、CLSPs と同様、地方政府の十分な協力は得られませんでした。ここでも予算のキャップは LSC の手足を完全に縛っていました。制度の発足当時には国民の 80% が対象となるといわれた受給資格は、1986 年には 63%、2000 年には 50%、2007 年には 29% となり、負担金制度のもとで中程度の所得者までを対象とするとした当初の制度の基本的理念は失われていきました。

刑事法律扶助支出の増加と標準報酬・入札の導入

クラウン・コートと上級裁判所の刑事扶助の導入により、LSC の刑事法律扶助の支出は 2004/5 年度で

は 11 億 9,600 万ポンドとなり、2000/1 年度に対して 37.2% の増加を示しているのに対し、民事は対象範囲の縮減と対象者の限定により増加率は全体で 4.9% にとどまり、民事代理の支出は 2.3% の減となっていました。2004/5 年度までに法律扶助の支出は 1 億 9,000 万ポンドの支出オーバーとなり、研究者はその増加は LSC や弁護士にはコントロールできない、拘禁者や逮捕者数の増加などの政策的要因によるものとしていましたが、政府はこの原因を制度から最大の利益を得ようとする受任者（ソリシター、パリスター）にあるとする認識を持っていました。大法官はカーター卿に対策のための調査を求め、2006 年 7 月に報告がなされましたが、この報告は刑事については当番弁護士への独占契約と定額報酬の導入、マジストレート・コート事件への段階的報酬、超高額報酬事件への入札制の導入、クラウンコート事件報酬の 20% カット、民事ではすべての仕事に定額又は段階的報酬の導入、すべての契約に最良価値入札（Best Value Tendering, BVT）の導入など、入札制の強化と定額・段階的報酬の導入を提言しました。これに基づき、刑事の一部（当番弁護士）と民事の一部でも助言・援助（リーガル・ヘルプ）に定額報酬が導入されていきました。入札により、従来から良好なサービスを提供してきた事務所は入札に敗れて法律扶助から撤退し、実績のない新しい事務所に代替されるなど、法律扶助は限られた援助対象者に対する限られた提供者による残余的サービスとなっていました。

2009 年 10 月、LSC は全国会計事務所（National Audit Office）から、2,500 万ポンドのソリシター報酬が不正に支払われているとの指摘を受け、ディレクターは辞職しました。大法官は法律扶助の組織への責任は司法省にあることを表明、2010 年に制度を調査したマギー委員会は法律扶助施策の責任は司法省だけが負うべきことをするとともに、LSC の財政運営システム等の欠陥を指摘しました。政府は LSC を廃止し、法律扶助の運営を司法省の新たな機関に移すことを表明しました。労働党政権の最後の仕事はクラウン・コート事件の報酬を 4.5% カット（2 年後には 13.5% のカット）することでした。

イギリス法律扶助の理想と現実 —何が問題だったのか？

2010年に成立した連合政府はリーマン・ショック後の世界的大不況による財政危機への対処を最優先事項として予算のカットを進めましたが、2012年の法律扶助の改革法（2012 Legal Aid, Sentencing and Punishment Act, LASPO 法）は、予算削減を最優先するものであり、法律扶助についても援助の範囲を極端に狭め、家族私法（DV、子どもの虐待などを例外的に残す）、消費者・一般契約法、雇用事件、住居を失う緊急のリスクのある場合を除く債務事件、生命・健康に重大なリスクを生じさせる家屋の修理を除く、住居に関する事件など、ほとんどの私法事件と社会福祉関係事件を援助の対象から外しました。その結果予想されていたとおり、ニーズを抱えた行き場のない人々の増加と問題の拡大、膨大な本人訴訟者、裁判所手続きの遅れと裁判所の負担の増加、サービス提供者の激減と制度の持続可能性の危機などの深刻な問題をかかえて、政府は今これらに向けて制度の抜本的再編をはかっています。高い理想とともに出発したイギリス法律扶助をこうした挫折に導いた要因はどこにあるのか？ いささか後講釈の気味はありますが、いくつかの問題点をあげてみたいと思います。

まず、法律扶助ははじめから運営の財源に苦しんでいました。そのために当初は法律に明記されていたにもかかわらず援助の入り口である法的助言は1973年までなされませんでした。法律扶助が社会福祉の一環であるかどうかには見解の違いがあるようですが、出発当時ビバリッジ卿のいわゆる‘4本の柱（NHS, universal housing, state security・benefits, universal education）’の中にないことはともかく、その実現の上で不可欠の制度であることは言うまでもありません。ただ、そうした‘4本の柱’に含まなかったことが、政府当局者に制度の軽視と安易な財政削減を許した可能性はあると思われます。

第二に、法律扶助は国の制度であるとともに、その運営には高度な事業的視点と内実が求められ、援助ニーズに対応した適切な援助内容とその厳格な管理が必要ですが、その財政的安定のためには安易な受給資格の切り下げや援助対象範囲のカット、受任者報酬のカットではなく、やはりどのような形でも予算統制と適切な事件管理による支出と援助の質の保全策を制度の内側に用意するとともに、急激なニー

ズに対応する応急措置を備えるべきではなかったかと思われます。上級裁判所の事件に援助範囲が限られていた初期には訴訟費用の算定には裁判所が関与し、外からも見えるものでしたが、法的助言・援助（グリーンフォーム、リーガル・ヘルプ）ではソリシターによる簡易な資格要件のテストにより援助が開始され、標準報酬が導入されるまではその報酬の査定は緩やかなものではなかったかと疑われます。殊に1988年法が施行されるまでは、この事業はサービス提供者の組織であるロー・ソサエティが運営していたことから、国民の目から見るとサービス提供者の利益に偏した運営がなされているのではという疑念を抱かせ、制度への支持を失わせていったことが窺えます。1993/94年度にはLABによる法律扶助支出に関する不正の調査は362件から957件に増加し、1997年にはクライアントのサインを偽造して事件を捏造し、100万ポンド以上を不正請求していたソリシター事務所を裁判所は‘盗みの巣窟’と表現していました。そうした不祥事の防止を含め、事業の運営には経営者としての厳しいバランス感覚が必要ではなかったかと思われます。

第三に、制度を運営したロー・ソサエティは早い時期からロー・センターをはじめCABや独立の福祉系の助言組織とより緊密に協力・交流すべきではなかったかと思われます。法律扶助サービスの提供者の組織として、ロー・ソサエティはロー・センターの発足当初、その活動がソリシターの伝統的業務への脅威となることを恐れ、ロー・センターの活動がソリシターの活動上の利益と重ならない範囲でのみ認めるという制約を課してきました。助言・援助の開始自体がアメリカの運動の間接的な成果であることを考えると、これも容易に理解しにくいことですが、今やこの事業の主要な対象となっている貧しい人々の声を最も近いところで聞き、悩みを共にしているのは第一線の助言組織であり、法的助言の提供者はそこから流れるニーズと声に常に敏感であるとともに、政治的課題に対しては共に声を挙げられる、遠慮のない関係を構築していくべきでした。社会福祉問題の援助の上でソリシター・バリスターの貢献を最も理解できるのもこうした助言組織でした。その意味でロー・ソサエティの対応は業界内の利益を優先する偏狭なものではなかったかと思われます。

最後に、1980年代から始まった法律扶助に対する規制の動きは、80年代からはじまり、2007年法的

サービス法の施行という、法律専門家の在り方を根本的に変えてしまった動きの中でなされ、法律家の業務への大規模な批判と改革の渦の中でなされたものであるという事実があります。上位裁判所におけるバリスターの弁論権独占の廃止、ソリシターの訴訟遂行権独占の廃止、コンペイヤンシングの規制緩和などに続き、2007年法では、法律職を規律する権限を持つ「承認規律団体」を監督する法律サービス局（LSB）の設置、法律職に対する消費者の苦情を扱う「法的苦情処理室」（OLC）の設置、非法律家が法律職の事務所の事業運営者または所有者（ABS）となることを認める規定がなされ、いうところの弁護士自治は形骸化してゆくなかで新自由主義的な流れとしての法律扶助の市場化が進められていきました。その行き着いた先が2012年LASPO法であり、

制度的改編への批判は新自由主義の是非を問うものとしてもなされる必要があります。世界で最も豊かな内容を持つ制度として出発したイギリスの法律扶助は今再生の緒についたばかりです。この間の70年以上にわたる経験は、我が国にとっても貴重なものになるでしょう。

（おおいし てつお・理事）

【主な参考資料】

Sir Henry Brooke, The History of Legal Aid 1945-2010 (Bach Commission on Access to Justice- Appendix 6) 2017

吉川精一 「1980年代以降における英国弁護士制度の急激な変容とその背景」 プロフェッションとしての弁護士第10章 2024年

編集後記

Editor's notes

- ◇ 札幌家裁はホルモン療法を含む性別変更の外観要件が「身体への侵襲を受けない自由」を侵すものとして違憲としました。「性同一性障害」は国際的な診断基準では「障害」とはみられなくなっていることを重視する必要があります。法改正が必要です。
- ◇ 福井事件再審でも、偽りの証言への誘導、重要な証拠の不開示など、警察・検察の意図的な「事件作り」が明らかになりました。続発する検察の不祥事や「人質司法」など、裁判所を含む司法の構造的な再検討の時期にきています。
- ◇ 参議院選挙の前後から、在留外国人への処遇の在り方への論議が高まっています。「日本人ファースト」などの軽薄な言葉に惑わされることなく、外国人に対する公正な政策を希求することを求めます。
- ◇ 国際司法裁判所が気候変動への国の措置義務を宣言しました。地球的規模での環境破壊に対する規制の大きな一歩として歓迎します。
- ◇ AIの利点と弊害、利用と規制に関する動きが激しくなっています。人類がこれまで経験しなかった問題に、対応が急がれています。
- ◇ 司法アクセス推進協会へのお問い合わせやご意見は、shihouaccess.suishin@gmail.com にお寄せください。